

亀山市公告第4号

関町木崎地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和3年1月21日

亀山市長 櫻井 義之

1 地図及び簿冊の名称

- (1) 北裏①の地籍図
- (2) 北裏①の地籍簿

2 閲覧場所及び閲覧期間

- (1) 亀山市役所 産業建設部用地管理課用地グループ

令和3年1月21日から同年2月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

- (2) 亀山市関支所 3階中会議室

令和3年1月23日及び同月24日

3 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

4 その他

- (1) 地図は令和元年10月に測量して、簿冊は令和2年7月22日現在の状況により調査して作成したものである。
- (2) 地図及び簿冊に誤り等があると認める者は、閲覧期間内に、亀山市長に対し、訂正の申出をすることができる。
- (3) 訂正の申出は、各自印章を持参の上、閲覧場所で交付する誤り等訂正申出書により行うことができる。